

由利本莊市債權管理指針

平成29年3月策定

令和5年9月改訂

目次

1	はじめに	1
2	未収債権の現状と課題	2
	(1)未収債権の現状(令和4年度決算:一般会計・特別会計)	2
	(2)未収債権の課題	3
3	指針の位置づけ	3
4	債権の定義	3
5	債権の種類	4
	(1)分類	4
	(2)性質	4
6	全庁的な債権管理方針	11
	(1)基本的な考え方	11
	(2)管理の徹底	11
	(3)債権徴収の強化	11
	(4)債権の整理	11
	(5)制度運用の強化	11
7	債権管理の具体的取組	12
	(1)管理の徹底	12
	ア 債権発生前の対策	12
	イ 債権の記録・資料の保存	12
	ウ 滞納者の状況調査	12
	エ 情勢変化への対応	13
	(2)債権徴収の強化	13
	ア 督促・催告の早期実施	13
	イ 納付指導	13
	ウ 所在調査・財産調査	13
	エ 時効の更新	13
	オ 滞納処分及び法的手続	13
	(3)債権の整理	14
	ア 徴収停止	14
	イ 履行延期の特約等	14
	ウ 債権の放棄	14
	オ 不納欠損処分	14
	(4)制度運用の強化	15
	ア 債権管理マニュアルの策定	15
	イ 知識の取得・保持	15
	ウ 債務者に関する情報の利用	15
8	今後の課題	15

1 はじめに

本市の債権管理は、各担当部署において公債権・私債権など多種多様な債権を取り扱っており、それぞれの部署の未収債権に対する取組状況も一様ではないことから、平成28年に庁内関係課による「債権管理ワーキンググループ」を設置し、全庁的な未収債権の対応策の検討を行い、平成29年3月には、「由利本荘市債権管理指針」を策定し、債権管理の適正化、市民負担の公平性の確保及び安定した収入の確保のため、債権管理における統一的なルールを定めるとともに、債権管理を計画的に実行していくために「由利本荘市債権管理マニュアル」も併せて策定してきた。

「由利本荘市債権管理指針」策定前の平成27年度末の一般会計・特別会計の収入未済額約795,141千円に対し、令和4年度末における一般会計・特別会計の収入未済額は約478,830千円(内訳:市税約174,138千円、市税以外約304,693千円)であり、未収額を約40%減らすなど、成果は上がっているものの、未収債権が市の財政運営上大きな課題となっていることに変わりはない。

一方、第4次行政改革大綱(令和2年～令和6年)においては、「債権管理の適正化」を推進項目とし、指針策定後の課題としていた税外債権の滞納への取り組みや一元化した組織体制づくりへの取り組みなど「適正な債権管理の検討」を進めてきた。

こうした状況の中、令和5年4月、由利本荘市債権管理条例の施行により税外債権の滞納への取り組みが強化されたことを踏まえ「由利本荘市債権管理指針」を改訂するものである。

※「債権管理」とは、債権が発生してから消滅するまでの一連の事務手続きをいう。

2 未収債権の現状と課題

(1)未収債権の現状(令和4年度決算:一般会計・特別会計)

- 未収債権全体 478,830千円
 - うち市税 174,138千円(36.4%)
 - うち市税以外 304,693千円(63.6%)



※ 上記市税以外の主な内訳(1,000千円以上の債権)

(単位:千円)

強制徴収公債権	国民健康保険税	122,518
	下水道使用料	7,823
	生活保護法第63条返還金	3,788
	後期高齢者医療保険料	3,149
非強制徴収公債権	生活保護費過支給戻入	2,030
	出羽丘陵東部区域広域農業開発事業負担金	1,611
	集落排水施設(浄化槽施設)使用料	3,650
私債権	区有地の貸付料(石脇財産区)	2,929
	有線テレビ使用料	2,714
	障がい者住宅整備資金貸付金元利収入	1,428
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入	6,747
	市営住宅使用料	21,822
	奨学資金貸付金元利収入	35,315
	学校給食費	2,539
	水道料金(上水)	30,452
	ガス料金	41,717
	事故補填金償還金	3,895

○ 未収債権の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市税	247,376	239,362	215,144	193,455	180,219	174,138
市税以外	346,842	316,428	484,727	325,178	367,472	304,693
計	594,218	555,791	699,871	518,632	547,691	478,830

(2)未収債権の課題

- 人事異動や収納業務以外の業務増大等により、債権管理に従事する期間が短く、債権に関する法律の知識不足により、債権回収の停滞が生じる。また他業務を兼任しながら債権回収を行っているため、ノウハウの整理や蓄積がされにくい状況である。
- 非強制徴収公債権や私債権の場合、調査権がないため財産調査等が困難である。
- 時効期間が経過した場合、公債権は時効期間の経過のみで消滅するが、私債権は時効期間が経過しても債務者から時効の援用等がなければ消滅しないため、債権の放棄について定めた「由利本荘市債権管理条例」を令和5年度に策定した。今後は、条例の規定に基づく運用に関し、全庁的な協議のうえ、各所管の役割等を明確にし、債権管理を行う必要がある。
- 督促状は滞納処分の前提条件となるため、債権管理条例第7条により必ず督促しなければならず、また、督促手数料は現在、各条例を根拠に徴収している。
市税及び国民健康保険税では、令和5年度からQRコードによる納付(eL-QR)を実施しており、督促手数料が発生した場合、金融機関ではQRコードに記載された金額のみを徴収する対応となった。今後は、督促手数料のみが未納となり、別途督促手数料を記載した納付書を再発行するケースが増えると想定され、この再発行にも人件費、帳票代、印刷代、郵便代、封筒代などの費用が督促状の発送とは別に発生することとなるため、行政事務費の負担軽減の観点からも、督促手数料廃止の検討を要する。

3 指針の位置づけ

本指針は、本市の債権管理の更なる適正化に向けた端緒となるべく、債権管理を取りまく諸課題を整理し、本市が有する債権について必要な分析を行うとともに、債権管理全般の施策の推進に資するため、策定したものである。

その後、滞納者情報の相互利用や債権の放棄などを可能にする「債権管理条例」及び「同施行規則」が令和5年4月に施行されるなど、債権管理の適正化に向けた環境を整えてきた。

本指針は、債権管理条例及び同施行規則と併せて、引き続き本市の債権管理の適正化に向けた全庁的な取り組みを推進するための手引きとするものである。

4 債権の定義

本指針における債権とは、地方自治法第240条第1項に定められている「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」、すなわち金銭債権とする。具体的には、地方税、保険料や負担金などの法令又は条例に基づく収入金である債権と、徴収金、利用料や貸付金などの契約に基づく収入金に係る債権がある。

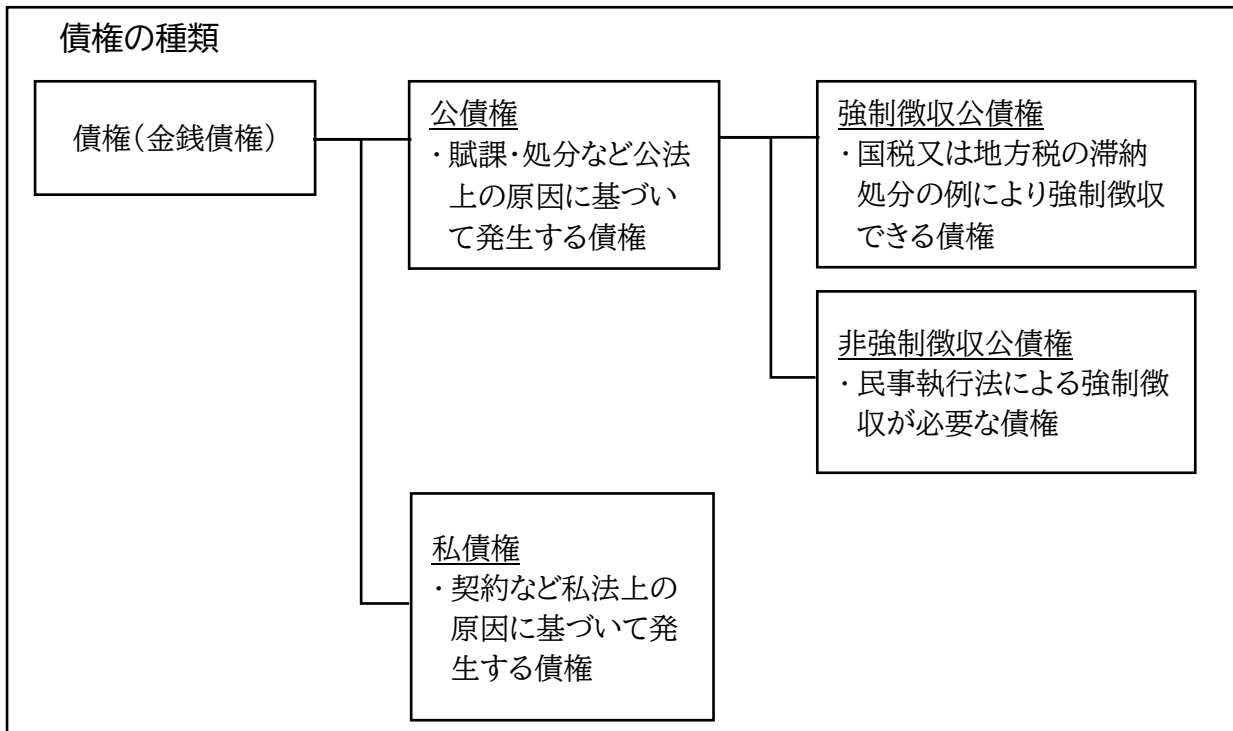
5 債権の種類

(1)分類

債権は、公法上の原因(賦課など処分)に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因(契約など)に基づく「私債権」に区分される。

そのうち、公債権は、個々の法令で強制徴収手続が規定されることにより裁判所の手続きが不要な「強制徴収公債権」と、個々の法令で強制徴収手続が規定されていないために強制徴収には裁判所の手続が必要な「非強制徴収公債権」の二つに区分される。

また、私債権については、非強制徴収公債権と同様に強制徴収には裁判所の手続が必要である。



(2)性質

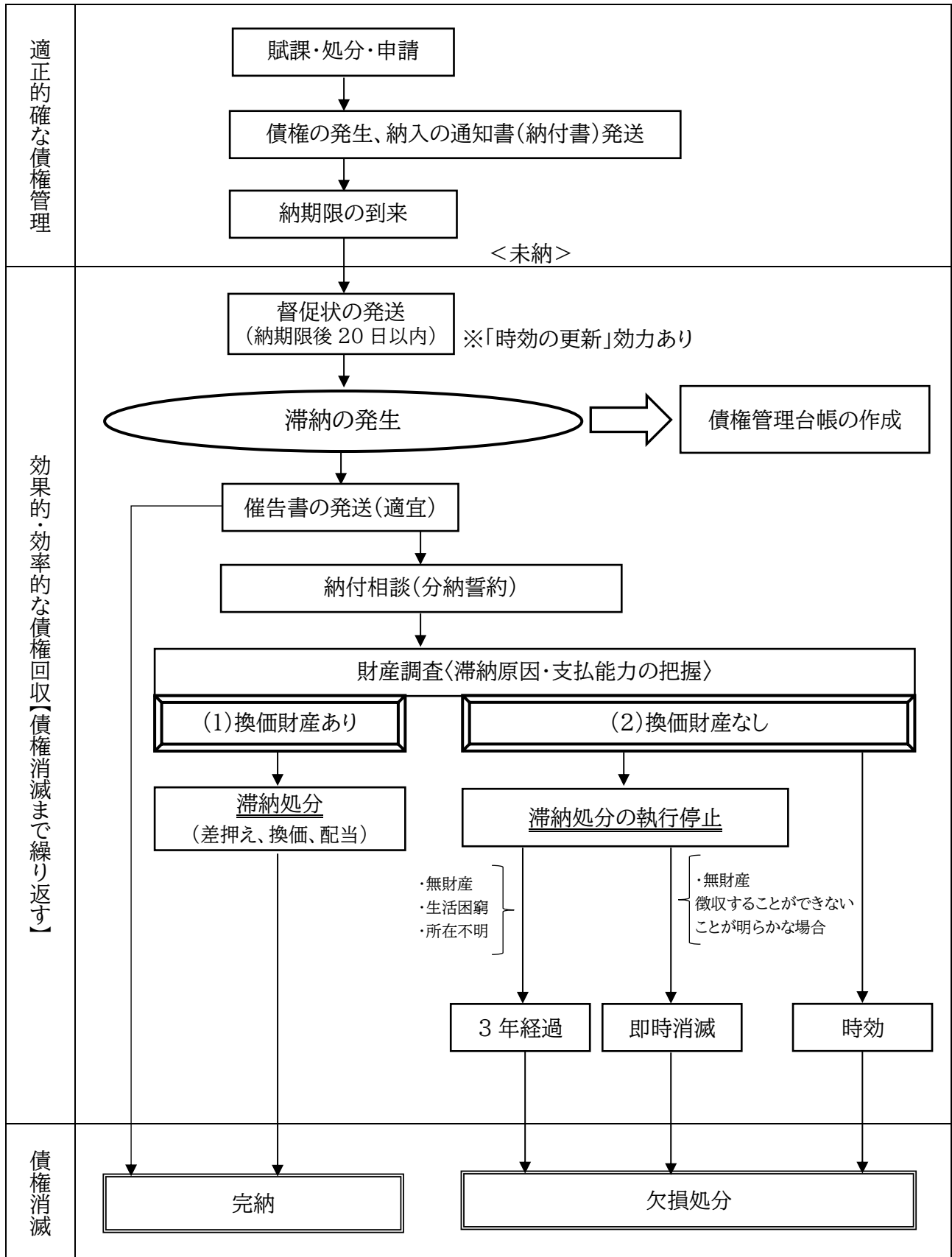
債権種別	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
発生	賦課や処分など公法上の原因 (不服申立 可)		契約など私法上の原因 (不服申立 不可)
回収	滞納処分 (不服申立 可)	調停や支払督促、訴訟等	
時効	2年または5年		1~10年 (※時効の援用が必要)
消滅	時効期間の経過による消滅		時効の援用により消滅
	債権放棄や債務免除による消滅		

※ 時効の援用とは、時効の完成によって利益を受ける者(債務者)が時効の完成を主張すること。

事務処理フローチャート(各項目の説明はP7～10に記載)

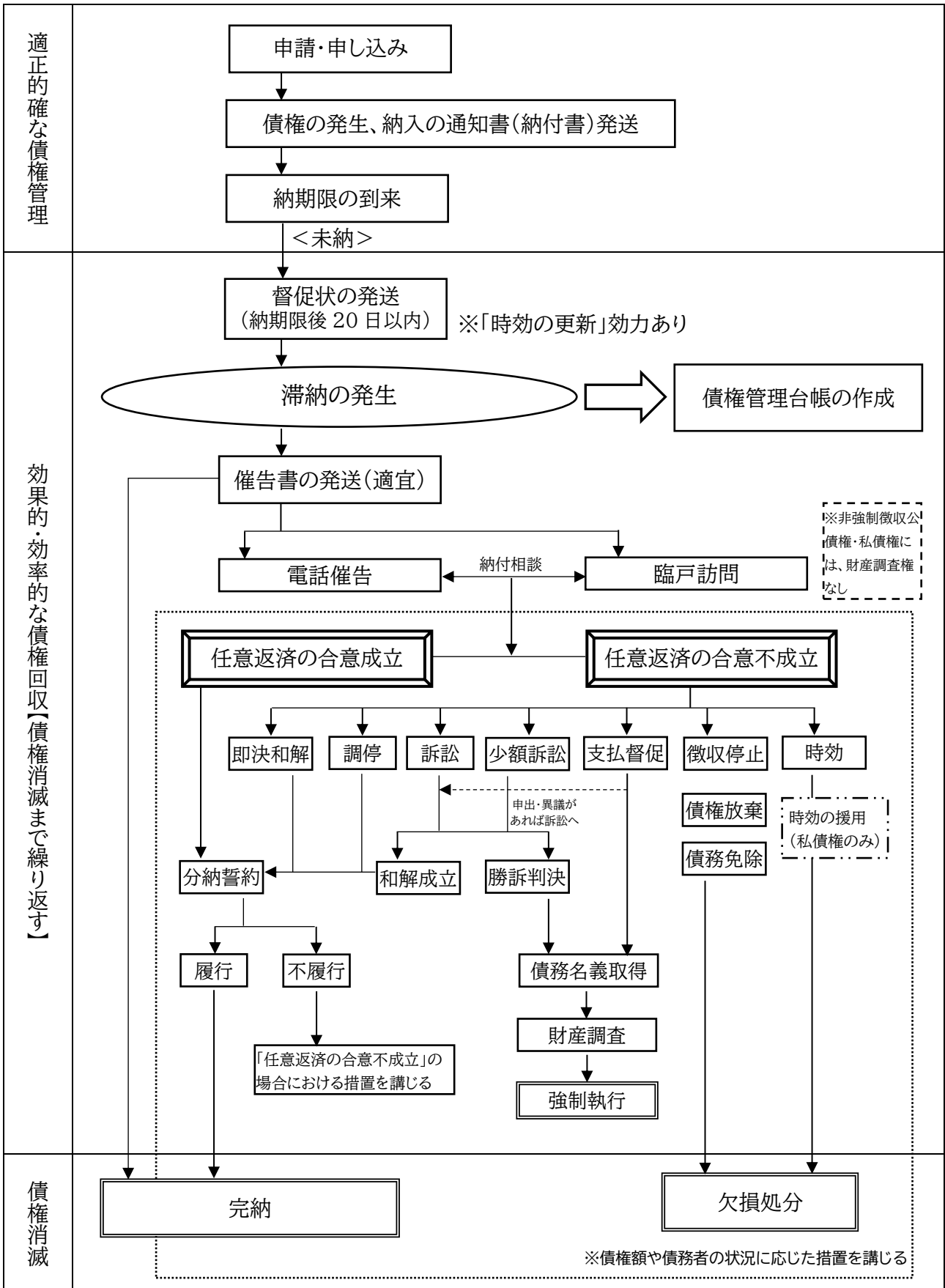
【強制徴収公債権】

(督促状発送後も完納しない場合)



【非強制徴収公債権・私債権】

(督促状発送後も完納しない場合)



※非強制徴収公債権・私債権には、財産調査権なし

時効の援用(私債権のみ)

《各項目の説明》

(1)債権管理台帳

債権を適正に管理・回収していくためには、その記録の整備が必須である。

債権管理台帳を作成し、債権について正確な記録をしていくことは、法的措置を行う際の証拠としても必要である。また、債務者の名寄せを行う際の債務者リストを提出する場合においても必要となることから、各債権担当課は、債権管理台帳を必ず作成しなければならない。

(債権管理条例第 5 条・債権管理条例施行規則第 3 条)

(2)督促

納期限までに納付されない場合に、督促状を発送して納付するように促すことを「督促」という。

督促状は、法令上、納期限後 20 日以内に発送しなければならないことになっているが、地方税法における規定は訓示規定で、それ以降に発送しても効力に影響ない。督促をすることは、納付を請求する効果のほか、送達した日に時効が中断(更新)し、その期限まで時効が停止(完成猶予)する効果がある。(督促は 1 回限り行うものであり、その後になされる納付の請求は催告としての効力しかなく、無条件で時効更新の効力は発生しない。)

また、差押えを行うときの前提要件であり、督促状が納付義務者に送達されていることが必要である。

(地方自治法第 231 条の 3 第 1 項・債権管理条例第 7 条・債権管理条例施行規則第 4 条)

(3)催告

督促してもなお完納に至らない場合に文書や電話、さらには滞納者と面接し、納付するように促すことを「催告」という。

催告は、法律上の定めはないが、納め忘れなどで滞納しているものについて、自主的納付してもらうためには有効な手段である。

時効更新の効力はないが、催告が行われたときは、その時から 6 月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予される。

(4)財産調査

強制執行等の手続きに着手するか、滞納処分¹の執行停止を行うか等の判断を行うには、債務者の財産状況を把握する必要がある。

強制徴収公債権²と非強制徴収公債権・私債権³とでは、財産調査のできる範囲・手法に違いがある。

強制徴収公債権の場合は、国税徴収法の質問検査権の規定が準用されることから、預貯金・生命保険契約等の債権に関する調査など、広く滞納者の調査を行うことが可能である。

非強制徴収公債権・私債権の場合には、質問検査権はないため、裁判所を通じた財産調査を行う必要がある。

(国税徴収法第 141 条・地方税法第 20 条の 11・民事執行法第 4 章)

(5)滞納処分

納付義務者が納期限までに納付せず、督促を行ってもなお、納付しない場合にとられる強制手続きの総称である。

この徴収手続きは、財産の差押え、換価、配当の一連の処分をいう。

(国税徴収法第 47 条・地方税法第 331 条・債権管理条例第 8 条ほか)

(6)執行停止

地方公共団体の長は、①滞納者が滞納処分できる財産がない場合、②滞納処分することで滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、③滞納者の所在及び財産がともに不明な場合、のいずれか

に該当する場合は、職権をもって執行停止することができる。このような状態が3年間継続すると納付義務は消滅する。ただし、その間に時効が到来する場合は、時効優先となる。

また、執行停止を行っても、催告や滞納処分を止めるだけであり、納付義務は存しているため、収納等をしてしても差し支えない。

(国税徴収法第153条・地方税法第15条の7・債権管理条例第8条ほか)

(7)即時消滅

①滞納者が死亡し相続財産から徴収することができない場合、②法人が廃業して将来事業を再開する見込みがない場合など、徴収することができないことが明らかな場合は、納付義務をただちに消滅させることができる。

(国税徴収法第153条第5項・地方税法第15条の7第5項・債権管理条例第8条ほか)

(8)消滅時効

法定納期限の翌日から5年間(2年間)、差押等をしなない場合は、徴収権は時効により絶対的に消滅する。督促、差押等、分納誓約書(書面)の提出、一部納付等、滞納者の承認行為があった場合については、時効の更新が認められる。これらの行為が止んだときの翌日から5年(2年)の時効が再び進行する。単に催告書を送付しただけでは時効の更新にはならない。

時効が完成した未納徴収金は、徴収することができない。誤って徴収した場合は、誤納金として処理しなければならない。

(債権管理条例第14条)

(9)不納欠損

滞納処分の執行停止後3年を経過した時、時効により納付義務が消滅した時、納付義務を即時に消滅させた時は、会計処理上、翌年度にその滞納額を調定から差し引くことになる。これを「不納欠損」処理という。

不納欠損処理は、翌年への繰越滞納額を減らすことであり、処理した年の徴収率には関係しない。滞納処分を怠り、安易に時効を完成させると、徴収を怠った事実として、住民訴訟の原因となり、首長、職員に対して損害賠償請求が求められる場合があることに留意しなければならない。

(財務規則第49条)

(10)即決和解

裁判上の手続き(訴訟・調停等)を取る前に、当事者双方が裁判所に出頭して、あらかじめ当事者間で合意した和解条項について裁判所の判断を求め、裁判所による和解勧告で和解をする手続きである。あらかじめ債務者との合意が可能で、かつ費用をかけないで解決に導きたい場合は、この方法を選択できる。

(11)調停

調停は、裁判官などから選任される民事調停官と民事調停委員2名で組織される調停委員会の仲介により、当事者双方の話し合いで紛争を解決する方法である。

債務者が裁判所へ出頭する見込みがあり、裁判所において支払条件の話し合いをすれば支払いに応じる可能性がある場合は、この手続きが適している。

(12)訴訟

(14)の支払督促において債務者から異議を申し立てられることが確実な場合や、請求金額が多額の場合、また調停を申し立てても債務者が裁判所へ出頭する見込みのない場合などに選択すべき手法である。

(13)少額訴訟

訴訟の目的価額が 60 万円以下の金銭の支払を求めるものである。債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に申し立てる。ただし、同一の簡易裁判所に対する利用回数は、同一年に 10 回までに制限されている。手続が簡易・迅速で、裁判は原則として 1 回で終了し、その場で判決がなされるので、金額の設定に争いがなく少額の場合は、この制度の活用も視野に入れ検討することができるが、債務者からの申出があると通常の訴訟に移行する。

なお、金銭債権の目的価額が1件 140 万円を超える場合は、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、あらかじめ議会の議決を経ておく必要がある。

(14)支払督促

債権者の一方的な意思により申立てをすることができ、実質的な審理をせずに書類の審査だけで、簡易裁判所の書記官が支払督促を債務者に発する手続である。

訴えの提起ではないので、議会の議決は要しないが、債務者から適法な異議申立があったときは、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行する。そのため、債務者との間で債権の存否に争いがある場合や、債権額が大きいなど債務者の心理上異議が出される可能性が高い場合には、この手続は適さない。したがって、債権の存否に争いがなく、かつ、債権額が多額でない場合には、簡易・迅速・安価(訴訟の半額)な手続であり、債務者に対する効果も見込まれるので選択すべき手法の一つと考えられる。ただし、債務者の住所地等の簡易裁判所が管轄することになるので、債務者の住所が遠隔地にある場合は適さない。

(民事訴訟法第 382 条)

(15)徴収停止

次のような場合で、かつ、債権額が少額で訴訟等の手段を取ることが経済的合理性(費用対効果)に欠ける場合は、この措置を取ることも検討する。

- ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき(1 号事由)
 - ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき(2 号事由)
 - ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき(3 号事由)
- 強制徴収公債権は適用除外。

(地方自治法施行令第 171 条の 5・債権管理条例第12条)

(16)債権放棄

非強制徴収公債権・私債権について、次のような場合に該当し、相当の回収努力を尽くしてもなお回収の見込みがないと認められるときは、債権放棄について検討する。

非強制徴収公債権・私債権を放棄したときは、議会に報告しなければならない。

- ① 債務者が生活保護法の規定による保護を受けている状態又はこれに準ずる状態にある場合において、資力の回復が困難で、相当の期間を経過しても履行の見込みがないと認められるとき
- ② 破産法第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき(当該非強制徴収公債権・私債権について保証人の保証があるときを除く。)
- ③ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき
- ④ 債権管理条例第 12 条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき
- ⑤ 債権管理条例第 9 条の規定による強制執行等の手続又は同条例 11 条の規定による債権の申出等

の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経過しても履行の見込みがないと認められるとき

- ⑥ 私債権について、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき
- ⑦ 債務者が失そう、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき
- ⑧ 以上のほか、市長等が債権回収の見込みがないと認めたとき
(債権管理条例第14条)

(17)債務免除

債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済の見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。(議会の議決は要しない)

なお、履行延期の特約等(地方自治法施行令第 171 条の 6・債権管理条例第 13 条)は、強制徴収公債権について、その適用を除外しているため、債務免除は非強制徴収公債権と私債権についてのみ適用することができる。

(地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項)

(18)時効の援用

私債権の場合、時効期間が経過しても、債務者が時効の援用をしなければ債権は消滅しない。時効の援用とは、時効によって利益を受ける者(債務者)が、時効の利益を受けることの意味表示することをいう。なお、公法上の債権(強制徴収公債権と非強制徴収公債権)は、消滅時効となることから、時効の援用は不必要とされ、債務者は消滅時効の利益を放棄することはできないとされている。

(地方自治法第 236 条第 2 項)

(19)債務名義

債務名義とは、強制執行によって実現される請求権が存在することを公証する法定の文書である。訴訟の判決文や調停の調停調書などがそれに当り、債務名義は、私債権等を強制執行するための前提要件となる。

(民事執行法第 22 条)

(20)専決処分

「市長の専決処分事項の指定について(令和 5 年 3 月 17 日議会議決)」に基づき、専決処分した場合には、議会に報告し承認を求めることとなっています。

6 全庁的な債権管理方針

(1) 基本的な考え方

市が保有する全ての金銭債権※を対象とし、債権の適正・的確な管理及び回収を進めることにより、市民負担の公平性及び財源の確実な確保を図る。

市の債権を所管する課等(以下「債権所管課」という。)は、債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手続きを、他の法令等の定めがない場合には、この指針に基づき行うものとする。

※ 金銭債権 … 自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利(地方自治法第 240 条第 1 項)

(2) 管理の徹底

債権所管課は、確実な債権の徴収を行うため、貸付時等における審査を厳格化し、適切な制度運用に努める。

また、納期内納付の周知・啓発を行い、債権の種類によっては必要に応じ、担保や保証人等を確保し、滞納の発生を未然に防止する。

(3) 債権徴収の強化

債権所管課は、滞納者の資産状況などに注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握し、制度の趣旨を十分に考慮しながら、必要に応じて速やかに債権の保全・徴収のための適切な措置を講じる。

納期限までに納付がないときは、法令等の規定に基づく督促をし、なお納付しない場合には、文書、電話による催告や訪問等による直接交渉を行うなど積極的に未収債権の早期回収を図り、収納率の向上に努めるものとする。

納付する資力を有しているにもかかわらず、納付に応じない悪質な滞納者については、速やかに法令に基づいた債権回収のための適切な手段をとる。

(4) 債権の整理

債権所管課は、徴収可能性と徴収コスト等を考慮した債権徴収と債権の仕分け、整理を行ったうえで、滞納者の状況により法令等に基づいた滞納整理の手続きを進める。

財産調査等による生活状況や納付資力をできる限り把握し、自主納付を促進するとともに、差押え等の法的措置を強化する。

また、回収見込みがない債権については整理を行う。既存の法令等の範囲内では徴収可能性の極めて低い収入未済を長期に管理せざるを得ない場合があり、そのような状況を回避するため、徴収(執行)停止、履行期限の延長、債務の免除、債権の放棄等の徴収緩和の措置を講ずることを検討する。

(5) 制度運用の強化

コンビニ収納やキャッシュレス決済などコード決済を導入し、滞納未然防止に向けた対応を強化する。

7 債権管理の具体的取組

(1)管理の徹底

債権所管課は、各債権を適正に分類した上で、各債権に適用される法令を正確に把握し、法令に基づいて債権管理を行う。

ア 債権発生前の対策

債権回収を見据えた債権の性質把握や債権者情報の把握が重要である。

また、貸付金の滞納を未然に防ぐことを一例にあげると、債務者の資力から推測すると貸付リスクが潜在していることがあるため、貸付時の審査を厳格化(納税証明書や所得証明書に加えて債務者・保証人の所得・資産等を把握できる書類の提出)するとともに、契約条項による対策(履行期に関する定め・利息、遅延損害金の定め・期限の利益喪失条項・裁判管轄)を書面等において周知徹底するなど、適切かつ慎重に審査を実施する。

特に、財産調査において弁済する資力を有しない者が連帯保証人になることを禁止する。

イ 債権の記録・資料の保存

(管理項目の統一化)

債権所管課の滞納管理システムの導入状況も異なることから、全庁的に利用できる債権管理台帳の様式は定めない。しかし、適正な債権徴収を行うに当たっての必要な項目については下記のとおり統一する。また各債権担当課で必要と判断した場合は、適宜その項目を追加し、管理することとする。

債権管理台帳で管理する事項

- 1 債務者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の名)
- 2 市の債権の名称
- 3 市の債権の種類
- 4 市の債権の金額
- 5 市の債権の根拠法令等
- 6 市の債権の発生の原因及び年月日
- 7 履行期限
- 8 利率その他利息に関する事項
- 9 担保(保証人の保証を含む。)に関する事項
- 10 履行の状況
- 11 履行の遅滞に係る延滞金、損害賠償金その他の徴収金に関する事項
- 12 市の債権の管理に係る措置に関する事項
- 13 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(収入未済のある債権の管理記録)

収入未済のある債権の管理記録は、滞納整理を行ううえで重要な事務である。債権所管課は、当初契約書類と各種変更届等をまとめ、最新の内容を確認できるよう整理を行う。

また、納付交渉記録についても正確に記し、整理しておく。

ウ 滞納者の状況調査

債権所管課は、担当者が交代しても同じような対応が可能ないように、債権管理台帳を活用し、収入未

済の記録を行う。あわせて、滞納者ごとの債権管理台帳が膨大な場合には引継書の活用を行う。

エ 情勢変化への対応

滞納者に支払い能力がない場合、連帯保証人への請求を原則とする。

滞納者の状況に応じ、担保や保証人の追加・変更を行い、債権の保全・徴収のための的確な措置を講じる。

(2)債権徴収の強化

ア 督促・催告の早期実施

履行期限までに納付されないときは、法令等に基づき、できる限り早期に書面による督促を行う。督促後もなお滞納となっている場合は、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行うとともに、納付折衝や納付相談を実施する。

督促を行う時期は、原則として納期限経過後 20 日以内、督促状において指定する納期限は、督促状を発する日から起算して 10 日を経過した日とする。地方税法における規定は訓示規定で、納期限後 20 日を超えて発した督促状が無効となるものではない。

イ 納付指導

迅速かつ適切に納付交渉・納付指導を行い、一括納付を求めるなど、早期完納につなげる。

交渉の結果、分割納付になってしまう場合については、基本 1 年以内で完納、最長でも 2 年以内で完納できるよう納付指導する。

納付相談を行う場合に、何を説明し、何を約束するべきなのか、また、何をしてはいけないのかといった標準対応を整備するため、必要に応じて債権管理マニュアルを改定する。

ウ 所在調査・財産調査

(所在調査)

住民票の入手、勤務先の確認などにより滞納者の所在の把握に努める。

(財産調査)

各官公庁、各自治体、法務局、金融機関、保険会社、電話会社、電気会社等への調査を実施する。

なお、貸付金等において、調査に同意する旨の文書を貸付等決定前に提出することの義務付けを検証する。

エ 時効の更新

債権には公法上の債権と私法上の債権があり、時効の期間については、公法上の債権はそれぞれの特別法等の規定を、私法上の債権は民法の規定を適用する。

公法上の債権であれば、時効の期日の到来によって、滞納者による時効消滅の意思表示(時効の援用)を必要とせず自動的に完成するが、私法上の債権であれば、期日が到来しても滞納者による時効の援用がなければ債権が消滅しないことに注意が必要である。

収入未済の時効による消滅を防止するため、時効更新の手続きを確実にを行う。特に一部納付の場合の時効更新の範囲については、滞納者が全部の債務について承認する趣旨で一部納付したと認められるか否かがポイントとなるため、法的紛争に備えた対応が必要である

オ 滞納処分及び法的手続

納付資力がありながら、納付しない者に対しては、以下の対処をする。

(ア)強制徴収公債権については、差押え、換価等の滞納処分を実施する。

(イ) 非強制徴収公債権及び私債権については、支払督促や強制執行などの法的措置を行う。

(3) 債権の整理

債権所管課は、徴収可能性と徴収コスト等を考慮した滞納整理のルールを整理し、滞納者の状況により法令等に基づいた徴収緩和の措置を講じる。

ア 徴収停止

強制徴収公債権については、地方税法の定めにより「滞納処分の執行停止」の要件に該当するかを判断する。

非強制徴収公債権・私債権については、債権管理条例第 12 条に定める「徴収停止」の制度を活用する。

徴収停止をすると、当該債権の完全な実現を図るための一切の手続きである「保全及び取立」をしないことができるため、徴収可能な債権の滞納整理に集中することが可能となる。なお、地方税法における執行停止後 3 年経過後に時効消滅するようなルールがないことに留意する。

徴収停止は債権の消滅にはならず、債権を消滅させるには、権利の放棄の措置をとるか、時効によらなければならない。

また、徴収停止期間中も時効は進行していることから、債務者の所在や財産状況等を捕捉するなどし、一定期間状況を見て、徴収か整理かを見極めを行う。

イ 履行延期の特約等

強制徴収公債権については、地方税法の定めによる「徴収猶予」等の要件に該当するかを判断する。

非強制徴収公債権・私債権については、債権管理条例第 13 条の規定に基づき「履行延期の特約等」の制度を活用する。

「履行延期の特約等」を優先するとともに、客観的・合理的に徴収上有利な場合には分割納付誓約書を提出させることとし、「分割納付が不履行となった場合は、法的手続を受けても異議がない」旨の文言を加えることが望ましい。

分割納付については、基本 1 年以内で完納、最長でも 2 年以内で完納できるよう納付指導する

ウ 債権の放棄

債権管理については、債権を確実に確保するため、法的処理を含めた徴収の取組を徹底することが基本であるが、著しい生活困窮の状態にあるなど法令に規定する要件に該当する場合には、債務者の資産状況や債権管理に要する費用等も鑑み、徴収停止等の措置を執る。

しかし、そのような措置を執ってもなお、債務者が将来においても資力の回復が困難と認められるとき、破産法その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき、所在調査を行っても債務者や保証人が所在不明で時効が経過しているときなどについては、市債権管理条例に基づき当該債権及び損害賠償金等を放棄する。

私債権は、未納の状態で時効期間が経過しても、債務者の時効の援用がなければ債権は消滅しない。しかしながら、債権管理条例第 14 条に基づき、債務者が生活保護法の規定による保護を受けている状態又はこれに準ずる状態等の一定の事由に該当し、相当の回収努力をしてもなお履行の見込みがないと認められるときは、市長専決により債権を放棄し、不納欠損処理を行うことができる。

オ 不納欠損処分

不納欠損は、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いであり、消滅時効等又は債権放棄によりその債権の徴収権が消滅したものについて行われるものである。

欠損処分をしようとするときは、財務規則第 49 条第 2 項に基づき、欠損処分の理由及びその調査の結果を記載した不納欠損調書を添付した欠損処分伺いを作成し、市長の決裁を受けなければならない。ま

た、不納欠損調書を作成し、会計管理者へ通知しなければならない

強制徴収公債権における「滞納処分の執行停止」の3年間継続、非強制徴収公債権及び私債権における「債権の放棄」により債権が消滅した場合など不納欠損処分を行う。

※ 不納欠損処分 … 既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の処理

(4)制度運用の強化

ア 債権管理マニュアルの策定

市が取り扱う公債権及び私債権の適正な管理と円滑な回収事務のため、その事務手続きなどを定めた債権管理マニュアルを策定し、債権所管課において、マニュアルに沿った事務を徹底することで、滞納債権の縮減を図る。

但し、国等が示すマニュアルがある債権については、この限りでない。

イ 知識の取得・保持

外部・内部研修会への参加や専門書籍、徴収マニュアルの精読などにより、専門知識を取得・保持し、職員の債権に対する知識を深めるとともに、徴収ノウハウの蓄積に努める。

ウ 債務者に関する情報の利用

債権管理条例第6条の規定に基づき、市が保有している債務者に関する情報を市内部で相互利用する。複数の債務を有している滞納者の名寄せを行い、この名寄せリストを活用し、必要に応じて債権管理担当課相互が情報共有を行い、債権管理事務の効率化を図る。

8 今後の課題

令和5年4月、滞納者情報の相互利用や債権の放棄などについて定めた「債権管理条例」、そして少額の訴えの提起について市長の専決処分事項を定め議会の議決を不要とする規定が施行されたことにより、これまで以上に迅速な手続きが可能となるとともに、徴収可能な債権の滞納整理等へ集中できる効果が期待できるが、その一方で、債権の放棄の手続きを迅速化することにより安易な債権放棄が増加するおそれもある。

今後、適正な債権管理を進めるため、一元化した組織体制の必要性についても引き続き、検討していく必要がある。